

太陽光発電設備等に係る 固定資産税（償却資産）の申告について

■償却資産の申告について

固定資産税は、土地及び家屋のほか、事業用の償却資産についても課税の対象となります。

毎年、1月1日（賦課期日）現在で事業用資産を所有されている方は、償却資産の所在地の市町村長へ1月末日までに償却資産の所有状況を申告していただくこととなっております（地方税法第383条）。

■償却資産とは

会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。そして**太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。**

■設置者と発電規模による申告対象の有無について

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）	10kW未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり 申告の対象 となります。	事業用の資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人（個人事業主）	個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や売電されているかいないかにかかわらず 申告の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産として、発電出力量や売電されているかいないかにかかわらず 申告の対象 となります。	

■償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については以下のとおりです。

「家屋」・・・家屋としての評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

「償却」・・・償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。



太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や屋根の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋以外の場所に設置されている場合は、太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども、申告の対象となります。

償却資産（太陽光発電設備） Q & A

Q1：種類別明細書における太陽光発電設備の取得年月日はいつになりますか？

A：太陽光発電設備の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期（基本的に**売電事業を開始した月**）が取得年月日となります。太陽光発電設備を取得した日が、必ずしも取得年月日であるとは限りませんので注意してください。

Q2：一般的に住宅の屋根や土地に設置した太陽光発電設備の資産の種類、耐用年数はどうなりますか？

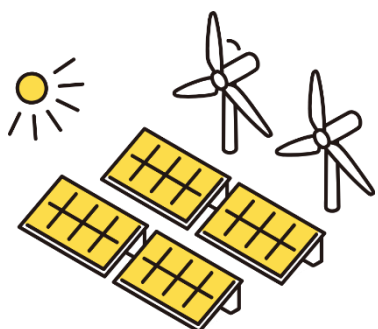
A：例外もありますが、基本的に**資産の種類は「2」（機械及び装置）、耐用年数は「17年」（耐用年数省令別表第2「31 電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの）」**となります。また、野立ての設備のフェンスについては、**資産の種類は「1」（構築物）、耐用年数は「10年」と**なります。

Q3：売電収入等を確定申告した際、太陽光発電設備を減価償却費で計上しましたが、その際申告した取得価額・年月・耐用年数等が今回の償却資産申告と合致する必要がありますか？

A：基本的に確定申告の減価償却内訳明細等と合致することとなります。ただしグリーン投資減税等によって特別償却（即時償却）の適用を受け一括で損金計上した場合であっても、固定資産税（償却資産）においては申告の対象資産（法定耐用年数17年）となりますので注意してください。

Q4：経済産業省の認定を受けた事業者の氏名が異なりますが、実際には私が設置したものですので、私の名前で償却資産の申告をしてもよいでしょうか？

A：実際の所有者（設置者）の名義で申告をしていただく必要がありますが、通常、所有者は認定を受けた事業者と同一が原則です。町への申告とあわせて、経済産業省へ名義変更の手続きをしてください。



【問合せ先】 みなかみ町 税務会計課 資産税係
TEL 0278-25-5006（直通）